長崎県立大学学長選考会議規程

(平成 22 年 7 月 28 日) (規 程 第 1 1 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人定款(以下「定款」という。)第11条第2項の規定に 基づき設置する学長選考会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 学長選考会議の名称は、長崎県立大学学長選考会議とする。

(職務)

- 第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 学長の選考に関する事項
 - (2) 学長の解任に関する事項
 - (3) 学長の任期に関する事項
 - (4) その他学長の選考等に関し必要な事項

(組織)

- 第4条 学長選考会議はそれぞれ次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 定款第17条第2項第2号(学長となる副理事長を除く。)、第3号及び第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者5人
 - (2) 定款第21条第2項第2号から第6号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者5人
- 2 学長選考会議の委員が学長候補者となったときは、当該委員は、委員を辞任するものとする。
- 3 前項の規定により第1項第1号又は第2号の委員が欠員となったときは、それぞれ補欠の委員 を補充するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員又は教育研究評議会委員としての任期と同一と し、再任されることができる。

(議長の職務代理)

第6条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第7条 学長選考会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、学長選考会議を招集しなければならない。

(議事)

- 第8条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、議長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の解任に係る議決は、議長を含む出席委員の3分の2以上をもって決する。

(事務)

第9条 学長選考会議の事務は、大学事務局総務課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営等に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。